

住民監査請求書

御代田町 監査委員 様

請求人

住所：長野県北佐久郡御代田町

氏名：

㊞

請求の趣旨

御代田町役場庁舎の管理費（清掃業務委託費等）が適正に執行されていないことについて、監査を行い、住民の税金が無駄に使われていないかを確認してください。

請求の理由

1. 御代田町役場の町長室は、長年にわたり私物や廃棄物が散乱し、不衛生な状態で放置されてきました。数年前に撮影された写真や町民からの情報提供により、その実態は裏付けられています。
2. 議員からの証言、及び請求人自身が来客アテンドを行った際の経験からも、町長室は来客応対に使用されず、隣接する打合せスペースで対応が行われています。つまり町長室は事実上、使用不能な施設となってきました。
3. 最近になり、一部片付けが行われたことにより、以前より汚れ具合は多少改善されたものの、依然として書類等が錯乱しており、来客を迎え入れることはできない状態が続いています。したがって、庁舎管理費・清掃業務委託費の執行が現在も十分に効果を発揮していないことは明らかです。
4. さらに町長は職員を異臭のする町長室に呼び出すことを常態化させており、職員が劣悪な環境下で業務を強いられてきた実態があります。これは労働安全衛生法上の安全配慮義務違反の疑いがあるとともに、庁舎管理責任を著しく欠く行為です。
5. また、令和4年（2022年）6月定例議会において、市村千恵子議員が「町長室が散らかっている」と指摘し、小園町長自身が「確かに散らかっていると言われればそのとおり」と答弁しています。議会の場で公式に認められた問題が改善されず、今日に至っていることは、継続的な怠慢と不適切な税金支出を示しています。
6. このように、町長室は一時的に片付けがなされたものの、依然として使用不能な

状態であり、住民の税金を投じた「庁舎管理費」「清掃業務委託費」が本来の効果を発揮していません。これは違法または不当な公金支出であり、住民利益を著しく害する行為です。

請求事項

- ① 御代田町における庁舎管理費（特に清掃業務委託契約等）の執行状況について監査を行うこと。
- ② 町長室が依然として来客応対に使用不能であり、職員にも不適切な労働環境を強いている事実を現地調査により確認すること。
- ③ 監査の結果、不当な公金支出が認められる場合には、関係者に対する返還請求またはその他是正措置を講じること。

添付資料

- (ア) 数年前に撮影された町長室の写真
- (イ) 請求人運営のサイトに寄せられた匿名情報（送信日時・IP等を記録済み）（町長室が汚い、職員が町長室に勤務時間内外問わず呼び出され、異臭漂う環境で業務を強いられた状況等）
- (ウ) 議員からの証言メモ（町長室が来客応対に使用されていない旨）
- (エ) 請求人自身の体験記録（来客アテンド時に町長室が使用されなかった事実）
- (オ) 令和4年6月定例議会 会議録 抜粋（市村千恵子議員の質問・町長答弁部分）
- (カ) 御代田町の予算書・決算書における「庁舎管理費」「清掃業務委託費」の該当とされる部分

以上の理由により、地方自治法第242条の規定に基づき、御代田町監査委員に対し本件について監査を請求いたします。

なお、本件は町長本人の関与が疑われる庁舎管理上の問題であるため、監査委員においては公正性・独立性を確保する観点から、必要に応じ外部専門家の意見を聴取し、厳正に監査いただきたい。

提出日：令和7年9月24日

以上